

目黒区情報化推進計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施期間 平成 27 年 11 月 25 日（水）から平成 27 年 12 月 24 日（木）まで

(2) 周知方法

ア めぐる区報掲載（11 月 25 日号）、目黒区ホームページ掲載（11 月 25 日）

イ 改定素案閲覧（配付）場所

目黒区総合庁舎本館 1 階区政情報コーナー・4 階情報課、各地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館

2 意見提出状況

提出者	個人	団体	議会	合計
件数	3	1	1	5

3 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内 容	件数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画改定に反映します。	0 件
2	ご意見の趣旨はすでに取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	9 件
3	ご意見の趣旨は一部改定素案で取り上げており、その他については今後の検討課題であると考えます。	4 件
4	ご意見の趣旨は計画改定には取り上げないが、個別施策等の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	6 件
5	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	6 件
6	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	7 件
7	その他	1 件
	計	33 件

* 1 件のご意見の内容が複数の分野にわたる場合がありますので、件数は 2 の合計と一致しておりません。

* いただいたご意見については、全庁的に取組むものも含まれますが、主たる所管課で調整し掲載しております。

4 意見の内容と検討結果 区民意見

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
目黒区情報課推進計画改定について					
1	団体	<p>【計画改定の必要性について】 長期計画の補助計画としての情報化推進計画の必要性はわかるし、現計画が対象期間を過ぎていることもわかるが、改定の目的とされている、身近な政府としての自治体運営の確立を目指し、またICTの積極的な活用による区民サービスの向上を目指し、電子自治体の推進を図ることからすれば、現計画と基本的には変わらず、この補助計画の改定の必要性は乏しいと考える。</p> <p>もともとこの分野は日々変化していくものであるので、その変化への対応は実施計画においてなすべきであると考ええる。</p>	情報課	6	<p>現行計画策定から7年経過し、その間のICTの発展は目覚ましいものがありました。マイナンバー制度の導入やモバイル機器の普及など社会情勢の変化やICT環境の変化に対し、現行計画では対応ができなくなったため、計画改定の必要が生じました。</p> <p>目黒区情報化推進計画は、「目黒区基本計画」の補助計画として位置付け、情報化施策を総合的、計画的に推進することとしています。</p> <p>本計画に掲げる施策には、実施計画に定める施策も含まれ、整合を図りながら情報化施策を推進していくものです。</p>
第1章 計画の改定にあたって					
4 計画推進体制とその取組み					
2	団体	<p>【計画推進体制について】 本計画素案の第1章の4に表1と図1が掲げられていて、そこにおいて副区長が最高情報セキュリティ責任者とされているが、実際には区長（政策決定会議）、情報化推進委員会、専門部会というラインから外されていて、その職能、職権が不明確である。</p> <p>また、区長に充てられている「情報化施策の目標等を定める計画の策定」の統括は実際には政策決定会議の合議によって執行できるが、最高情報セキュリティ責任者は、セキュリティ上の緊急時には必ずしも合議によらずしてその職務を完遂しなければならないものである。一律に副区長を持ってその任に充てることはいかがかと思われる。</p> <p>さらに、情報セキュリティインシデント対応チームも、情報システム統括責任者と結び付けられていて、最高情報セキュリティ責任者とは結び付けられていないので、一層、</p>	情報課	7	<p>図1の表現に誤りがありましたので、修正いたします。</p> <p>情報セキュリティインシデントが発生した場合、区の業務に大きく影響を与える情報システムの使用制限及びネットワーク遮断といった判断をするために、強い権限を持った最高情報セキュリティ責任者を設置しております。この判断に基づき、情報システム統括責任者が情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）にその事象の拡大を食い止めるための措置を指示し、具体的にインシデントに対応するというものです。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
		副区長（最高情報セキュリティ責任者）は孤立した立場にならざるを得ない。			
3	団体	<p>【計画推進体制について】</p> <p>本計画素案の第1章の4の表1と図1において、教育委員会がどこにも位置付けられていない。第4章において少ない数の教育委員会所管の情報化施策が掲げられているが、情報化推進にせよ、情報セキュリティ確保にせよ、教育委員会はその所管するところの施策について、政策決定会議と同等の権能と責任を持つとすべきである。</p>	情報課	6	<p>情報化推進計画に掲げる施策については、政策決定会議及びその専門機関である情報化推進委員会で審議・検討いたします。また、必要に応じて専門部会を設置し、さらに時間をかけて詳細な検討を行います。情報化施策の実施及び情報セキュリティ対策の強化については、行政委員会が所管する施策も含めて全庁一体的に推進してまいります。</p>
第2章 現状と課題					
1 国のICT戦略の歩み					
2 目黒区の現状と課題					
4	議会	<p>今回の改定の大きな問題点は、マイナンバー制度の導入とこれを区が積極的に活用する方針を打ち出したことである。マイナンバー制度は、税、医療、年金、福祉、介護、災害など、これまで別々に管理されていた個人情報をもつ番号で紐付けするものである。膨大な個人情報の集積によりプライバシーを侵害される危険性が格段に高まっている。さらに利用範囲を資産情報まで拡大し、税や介護・医療に係る負担などの徴収強化を狙っている。また、秘密保護法や戦争立法とも相まって、公的機関による人権侵害の個人情報収集や国民監視社会の危険性を高める。システムの構築や維持に係る経費も莫大である。</p> <p>今回、区が提案している情報推進計画改定素案は、総務省の「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」（2014年3月）の目黒区での具体化という側面が多々見受けられる。指針1は番号（マイナンバー）制度の導入に合わせた自治体クラウドの導入を加速するものである。</p> <p>すでに多くの問題が露見しながらも推進されている番号</p>	情報課 政策企画課	6	<p>マイナンバーは、行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得て、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上などを目指すために全国の自治体が一律に導入するものです。</p> <p>また、マイナンバー制度の導入にあたっては、不正アクセスや情報漏えい等から情報資産を守るために、今まで以上に物理的・人的・技術的セキュリティ対策の強化を図ります。その上で、さらなる区民サービスの向上に資するようマイナンバーの利用については検討してまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
		(マイナンバー) 制を、区として無批判に積極的導入を図る立場は改めること。			
第3章 計画推進の考え方					
2 デジタルデバインドへの配慮					
5	議会	「デジタルデバインドへの配慮」が掲げられたことは良いが、具体策が極めて不十分である。区民の所得や障害の有無、年齢、性別など一切の差別なく、全ての人が高度な情報通信ネットワークを利用できるよう、区民の権利の保障を位置づけた計画にすることが必要である。	情報課	2	ご指摘のとおり、情報化施策を推進していく上で、デジタルデバインドを解消することは重要な要素です。本計画では、施策の根底において、区民生活を豊かにすることを目指すこととしております。
第4章 5か年で展開する計画					
1 本計画の基本理念					
(1) ICT を活用した区民サービスの向上					
6	議会	(1) ICT を利用していない(できない、しない) 区民が不利益を被らないよう、従来の方式を併用すること。住民説明会等では、点字の資料を点字作成用パソコンで作成して必ず用意するなど、不利益を受けないよう徹底すること。各種計画案などの紙情報については、持ち帰れる分も区内施設に従来どおり用意すること。	障害福祉課	4	視覚障害者の中にも点字を読めない人がいるなど、点字資料を必要とする人は限られています。また、平成28年度に施行される障害者差別解消法は、障害者から求められた場合に合理的配慮の提供義務が生じることがその趣旨となっています。そのため、全ての住民説明会等に点字資料をあらかじめ用意するのではなく、要望があった場合に対応できるよう、区として点字プリンター等の環境整備を行う等、検討していきます。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
7	議会	(2) 障害者にICTが新たな情報獲得意思伝達手段となるよう電子機器購入への助成を行うなど、積極的な施策を講じること。	障害福祉課	6	ICTの進歩により、視線計測や脳波計測など重度の障害者が意思疎通や情報獲得することができる高度な電子機器も開発されていますが、現在は数百万円以上と高額であることなどから日常生活用具としての支給は極めて困難な状況です。こうしたICTの情報については継続して注視してまいります。
8	議会	(3) 各種説明会等で使用したパワーポイントの説明資料については、説明会に行けなかった人が自宅などでも見れるように音声付で公表すること。	広報課	5	ホームページに音声を付ける場合は、ファイルサイズが大きくなるなどの課題があります。従来のPDFの活用とともに、より適切な公開方法を調査・研究してまいります。
9	議会	(4) 単純な申込みや予約については、電子申込み・予約もできるように対象を拡大し、窓口での申込み・予約と併用すること。	情報課	2	電子申請の利用については、対象の拡大に努めるとともに、窓口での受付の併用についても継続いたします。
10	議会	(5) 区政における全ての公文書が、誰でも簡単に検索できるシステムをつくること。	広報課	5	公文書の検索につきましては、行政情報目録を公式ホームページに掲載するなど、区が管理している行政情報が区民の皆様に明らかになるよう努めております。
11	議会	(6) 各種統計、財務情報、事業実績については、詳細に分かるよう公表すること。例えば、予算・決算の公表については、分かりやすさとともに、議案レベル以上の詳しさでかつ経年変化も分かるよう工夫すること。	財政課 広報課 政策企画課 会計課	4	各種統計等の公表情報については、区民の皆様に分かりやすい公表に努めておりますが、引き続きICTの活用を視野に入れ、費用対効果を考慮しながら、公表手法の改善に取り組んでまいります。
12	議会	(7) PDF形式だけでなく、ワード形式やエクセルのようにグラフなどに利用できる形式でも提供すること。	広報課	2	今後、オープンデータを推進する取組みの中で、データ形式についても検討してまいります。
(2) ICTを活用した地域の活性化					
13	議会	(1) 観光に偏るのではなく、中小企業振興条例に基づく、商工支援策をICT活用の面から何ができるのか、具体策を充実すること。	産業経済・消費生活課	5	目黒区中小企業振興基本条例では中小企業自らの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、その特性に応じた総合的な施策を企業、区民及び区が一体となって推進することを基本方針に定めています。 ICTを活用した商工支援策については、産業団体等との意見交換を通じて、必要とされる時期を捉えながら、次回の目黒区産業振興ビジョン改定の取組みのなかで検

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
					<p>討していきます。</p>
14	議会	<p>(2) 住民自治の確立に向けた住民参加システムの構築やコミュニティづくりの視点からも、具体策を掲げること。</p>	政策企画課	4	<p>区では、パブリックコメントや世論調査、審議会への参加、協議会・説明会等の開催、日常的な広聴などにより区民の区政への参加を促進するとともに、町会・自治会や住区住民会議、NPO等が行うコミュニティ活動への支援により、まちづくりを進めています。ICTの活用については、パブリックコメントや広聴において電子メールによる区民意見の受付を行っているほか、区ホームページやメールマガジン、ツイッター等による情報発信を行っています。さらなる活用の可能性について、今後とも調査・研究を行ってまいります。</p>
(3) 情報セキュリティ対策の強化					
15	議会	<p>(1) 民間への業務委託が進み、カウンター業務や滞納処理業務などを区職員に混じり遂行することが増えている。民間がICTを活用する場合のあり方を整理し、情報セキュリティ対策を強化すること。</p>	情報課	2	<p>ICTを活用する業務の民間委託については、電子情報処理規則及び情報セキュリティ基本方針等により、明確に規定し、区と同等以上の情報セキュリティ対策を求めています。</p>
16	議会	<p>(2) 「情報セキュリティに対する監査を実施する」「監査の体制を充実」としている。「内部監査及び自己点検、番号制度関連システムを中心に監査を実施することや情報セキュリティに特化した外部監査も検討する」とある。地方公共団体情報システム機構を含めた情報セキュリティーに対する評価項目のチェックにおいても、安全性チェックに本当に根拠を持って判断されたものなのか信頼性が持てない。いい加減な○を付けるのではなく厳しく実質的なチェックを行うこと。例えば、情報セキュリティ対策は万全かというチェック項目が全部○とされていたにもかかわらず年金情報漏えい事件は起きたことを自治体のチェックにおいても教訓にすべきである。</p>	情報課	2	<p>情報セキュリティ監査については、総務省よりガイドラインが示されております。また、本区の情報セキュリティ対策基準を改正し、情報セキュリティ監査の実施とPDCAサイクルによる進行管理を図ることを明確に規定いたしました。</p> <p>今後は、情報セキュリティに特化した外部監査も検討し、計画的に情報セキュリティ対策の強化に努めます。</p> <p>様々な情報流出事案を教訓とし、人的・物理的・技術的なセキュリティ対策の強化を図ります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
17	議会	(3) アウトソーシングの拡大に伴い、区民の膨大な個人情報を一か所に集めそれを民間事業者を活用させることは、個人情報保護の観点からすべきではない。	情報課 広報課	6	<p>目黒区個人情報保護条例では、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、あらかじめ「目黒区情報公開・個人情報保護審議会」の意見を聴くとともに、個人情報を保護するための必要な措置を講じ、当該委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこととしています。さらに、区職員と同様に、受託者、指定管理者及びその従事者又は派遣労働者等にも罰則を規定しています。</p> <p>また、本区の「情報セキュリティ基本方針」は、「業務を委託する事業者及び公の施設の管理を行う指定管理者等に対し、区の情報セキュリティ対策を踏まえた必要な情報セキュリティの水準がこれらの者において確保されるよう、適切な指導、措置等を実施しなければならない」と明記しています。それに基づき、各所管で保有する情報システムの「管理運用基準及び実施手順」の中に、委託業者等の業者管理（委託業者のセキュリティの確認状況）をどのように行うか、明記しています。</p> <p>このようにアウトソーシングによる民間事業者に対しても、個人情報保護については区と同等の水準を確保するよう求めています。</p>
(4) ICTに関わる人材育成と効率的な情報基盤の整備					
18	議会	(1) 定年前に早期退職する職員が多数出ていることについては、ゆとりのない無理な体制での情報化推進が、仕事の負担感増大の一因になっている。研修時間さえ不十分では、事務作業に支障をきたすだけでなく、住民の立場からのシ	行革推進課 人事課	4	<p>地方自治法第2条第14項に規定されるとおり、「最少の経費で最大の効果を挙げる」行政運営を推進するためには、職員定数適正化を進めていくことはもとより、人材育成は欠くことのできない取組みであると認識してい</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
		システムの改善はとてできない。自らの研修や業務内容の改善、人材育成を可能とする職員体制を保障すること。			ます。このため、区では「目黒区人材育成・活用基本方針」を定め、研修制度の考え方等について明確にするとともに、この方針を踏まえた組織・人員体制の確保に努めています。 今後とも、効果的・効率的な区政運営に取り組んでまいります。
19	議会	(2) オープン化やパッケージ化によって、結果的にメーカーへの「丸投げ」となれば、安全安心は損なわれることになる。メーカーにシステム評価の点でもモノが言える人材を育成し確保することは不可欠である。	情報課 人事課	2	基幹系システムのパッケージ化等によって、区職員に求められる能力も変化すると考えております。システムに求める機能を組織的に集約し、開発をマネジメントする能力や、ネットワークやインターネットに関する知識の充実、情報セキュリティに関する知識・能力等を有した人材育成が必要です。外部研修等を充実させる等、計画的に人材育成に努めてまいります。
(5) ICT を活用した環境への配慮					
20	議会	(1) スマートシティの実現に向けて、取組む具体策が乏しい。COP21の目標に照らしても、施策の内容を充実させること。	環境保全課	3	COP21や国の地球温暖化対策の動向等を見据え、助成対象機器を見直すなど、内容の充実を図りながら、環境負荷の少ないエネルギー利用について普及啓発に努めます。
21	議会	(2) 23区の焼却場への清掃車のごみ搬入指示系統にICTを活用することにより、焼却炉の規模を抑制し清掃工場のスリム化に向かうような案を示すべきである。	清掃事務所	4	清掃車両への搬入指示系統にICTを活用することについては、ごみを効率かつ円滑に清掃工場へ搬入する方法としては、一部有効な手段であると考えられます。 なお、焼却炉の規模と清掃工場のスリム化については、必要な焼却余力や地域バランス、耐用年数等を考慮して、清掃一部事務組合がおおむね5年ごとに見直しを行う一般廃棄物処理基本計画で検討されるものと考えております。 また、いただいた意見につきましては、事業を所管する清掃一部事務組合に情報提供いたします。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
5か年で展開する情報化施策					
22	個人	<p>【施策3 メールマガジン・SNSの充実】 デジタルデバイドの解消に言及している点を評価する。 日本語に慣れていない方への情報提供として、英文広報「Meguro City News」があるが、隔月発行のため速やかな情報提供とは言い難い。また、行政一般の広範な情報を取捨選択して伝えるには選別眼が必要である。 そこで、区が補助金などで経費を負担してでも、MIFAが英語や中国語などのメールマガジンを短文でいいのでこまめに発行することを計画に付け加えられないか。無料配信サービス「まぐまぐ」利用によりMIFAがメールマガジンを発行していることは知っているが、「まぐまぐ」の安全性に疑問があるので安全な仕組みで日本語といくつかの外国語でメールマガジンを発行していただきたい。 目黒区情報化推進計画改定素案の「多言語による情報提供」、「メールマガジン・SNSの充実」どちらの施策で対応するかを含めて検討していただきたい。</p>	文化・交流課 広報課	3	<p>目黒区公式ホームページの自動翻訳言語数について、現在よりさらに多くの言語を増やす取組みを進めております。メールマガジンも含め、その他につきましても可能性について調査・研究してまいります。また、平成28年6月からは、スマートフォンとタブレットで、めぐろ区報の電子書籍版を多言語化して掲載します。 なお、目黒区国際交流協会(MIFA)では、事業の案内や活動団体の紹介、国際交流情報などをメールマガジンにより日本語配信しています。また、外国人等の会員向けに、MIFAニュース(毎月)やメールニュース(不定期)を英語配信していきます。MIFAとしては、区の行政情報をメールマガジン等で配信する予定はございません。</p>
23	個人	<p>【施策8 オープンデータの推進】 ありきたりですが、アプリコンテストを実施するなど、周知することが重要ではないでしょうか。例えば世田谷区はオープンデータを出していますが緯度経度が付与されていないなど使いにくいところもあります。そういった調査を大学など研究機関と協力して進めていただきたいと思います。そうすれば、若い人も参加することにつながると思います。</p>	広報課	5	<p>他自治体の例なども参考にし、より充実した施策となるよう検討してまいります。</p>
24	団体	<p>【施策14 図書館ホームページのモバイル機器対応】 個々の施策の内、1-1-(4)の施策14としてこの施策が掲げられているが、この場合、同じモバイル機器といってもスマートフォンとタブレットでは非常に異なるということに留意すべきである。図書館資料の検索と予約機能を主として考えた場合、タブレット対応は容易であろう</p>	八雲中央 図書館	4	<p>図書館法の改正を受けた国の告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」により、区市町村立図書館は事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し公表するよう努めるものとされました。 このため、区では「目黒区立図書館基本方針」を新た</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
		<p>が、スマートフォン対応は簡単ではないであろう。</p> <p>そもそも「図書館の利用促進を図る」ということが目的だとすれば、目黒区の図書館の予約等の利用実態からすれば、すでに一定の情報機器利用をしている住民層に更なる利便性を提供することよりも、経済的に種々の困難を抱え、物理的な情報手段と情報リテラシーから排除されている住民層に図書館利用の道を開くことこそが大事である。</p> <p>このことはモバイル機器を全否定するものではないが、その評価と対応は本区の図書館基本方針の検討と一体的になされなければならない。</p>			<p>に平成28年度に策定することとしたものです。この基本方針を策定する中で、様々な手段での利便性向上についても検討してまいります。</p>
25	個人	<p>【施策15 「所蔵写真、地域資料等のデジタルアーカイブ化」】</p> <p>区民や企業がその写真をフリー素材として使うことができるのか。できれば、利用できるようにしていただきたい。もしできないようになるのであれば、ダウンロードできないような仕掛けが始めから施されていると誤解を招かないと思うので、それを提案する。</p>	八雲中央図書館 広報課 生涯学習課	5	<p>めぐろ歴史資料館で所蔵する写真や地域資料等は、肖像権、所有権、著作権などの関係から、使用目的等を事前に確認することが必要ですので、フリー素材としてのご利用はできません。従いまして、これらの資料を利用する場合、特別利用申請等により申請していただいております。</p> <p>資料のデジタルアーカイブ化につきましては、ご意見のとおり、ダウンロードできないような仕組みを付けるとともに、資料の必要な方へは特別利用申請の申請方法等についてご案内してまいります。</p> <p>広報課及び八雲中央図書館が所蔵するデジタル化した資料の利用範囲などについては、今後検討してまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
26	団体	<p>【施策15 所蔵写真、地域資料等のデジタルアーカイブ化】 個々の施策の内、1-1-(4)の施策15としてこの施策が掲げられているが、担当課の内、生涯学習課についてはわかりにくいので、「めぐろ歴史資料館」の名をカッコ書きでも書き加えてほしい。広報課の「区政情報コーナー」についても同じ。</p> <p>デジタル化とデジタルアーカイブ化とは同じではありません。デジタルアーカイブ化(「化」よりも「構築」の方がよいが)にはまず、徹底した書誌情報集の作成が前提となります。デジタル化はその次の作業となります。デジタル化にあたっては、画像であれ、音声であれ、デジタルデータの分解能(解像度)が最も問題となります。そして最後に、その運用方法と収蔵場所を含めた、デジタルアーカイブの完成となるのです。</p> <p>以上の事業を実現するためには相当のお金もかかりますが、お金以上に人が必要です。少なくとも学芸員1名は必要です。八雲中央図書館に所属することになるでしょう。</p> <p>しかしながら当面、目黒区公式ホームページや図書館ホームページで公開することが目的ならば、デジタルデータの分解能(解像度)もそれほど高くなくてよいと考える。また、歴史的価値のあるものであっても直ちに全部デジタルアーカイブ化する必要はない。目黒区公式ホームページや図書館ホームページで公開する具体的な予定に沿って、順次デジタル化していけば十分である。</p> <p>ただ、そのためにも、徹底した書誌情報集の作成とそれをなす人材の確保と配置は絶対に必要である。</p>	八雲中央図書館 広報課 生涯学習課	5	<p>めぐろ歴史資料館の所蔵資料については、順次デジタルデータの作成を行っており、区ホームページ等での公開も含め今後検討してまいります。</p> <p>広報課及び八雲中央図書館で所蔵する資料等については、今後、段階的に整備を行っていく予定です。</p>
27	個人	<p>【施策19 防災行政無線放送のデジタルサイネージ】 デジタルサイネージは総合庁舎や大きな区立の建物のあちこちに置くべきだと考えます。広告で収入を得るためではありません。災害が起こったとき、一瞬で画面が切り替わり避難口へ誘導したり、避難所や安否の情報を流したり、NHKのニュースを流したりする機械(メディアというのか?)はふんだんに備えておくべきだと思います。普段は区のお知らせや施設案内を出しておけばよろしい。また、</p>	防災課	2	<p>平成34年11月末を期限とした防災行政無線放送のデジタル化が求められており、デジタルサイネージの活用等については、その対応に合わせ調査・研究することを考えています。その際には、ご意見の趣旨を踏まえながら進めてまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
		区立に限らず学校の授業で作った絵や動画を流すのも楽しいのではないのでしょうか。広告収入は別の財政関連計画等で考えることで、区民に情報を提供するのにICTをもっと活用できるはずです。			
28	団体	<p>【施策25 観光・防災拠点等への公衆無線LAN整備】</p> <p>個々の施策の内、2-1-(1)の施策25としてこの施策が掲げられているが、この施策は大賛成である。「段階的实施」となっているが、特にオリンピック・パラリンピックを意識する必要はなく、それこそ28年、29年度で整備すべきである。その配置もできるだけ密な方がよい。この施策こそ最も目黒らしい、目黒の魅力を創造する、万人に開かれた施策である</p>	文化・交流課 防災課 情報課	2	<p>観光拠点等における公衆無線LANの整備や多言語による情報発信など、来訪者が目黒区の魅力に関する情報を入手しやすい環境の整備を推進していきます。</p> <p>なお、多言語による観光情報発信については平成28年度から着手予定です。</p>
29	団体	<p>個々の施策の内、1-1-(4)の施策13としてこの施策が掲げられ、担当課は生涯学習課、分類は継続となっている。しかし、社会教育講座という枠組みでは、過去の実績に照らして、多くの参加と急速な成果は望めない。実施内容が平成28年度から32年度にわたる「随時実施」となっていることが、おのずからそのことを語っている。</p> <p>区民の情報教育については、他の類似の施策(施策1、施策4、施策5、施策9、等)と突き合わせて、大規模な実施を図るべきである。例えば住区単位の取組みも考えるべきであろうし、特に高齢者だけに限定されない、経済的に困難を抱える住民への重点的な働きかけと機器の提供も考えるべきである。</p>	情報課 高齢福祉課 生涯学習課	3	<p>ご指摘の点を踏まえ、社会教育講座や高齢者向けのICTに係る講習会の実施、また、小・中学校でのICT機器の活用など、様々な年齢層のかたがICTに慣れ親しむ機会を整備するよう努めてまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
30	個人	<p>ICTを利用して区民の暮らしがより良くなるような計画になるようにしてください。</p> <p>例えば、ICTに関する講座は、小学校や中学校の授業で受けるものを別として、「高齢者のためのパソコン・モバイル教室」「情報教育に関する社会教育講座の実施」で行われると読みました。これに、消費者保護の視点を加えて、消費生活センターでの開催も考えられると思います。ICTのことがよく分からないと、犯罪に巻き込まれると思ひ敬遠しがちになります。ICTの負の部分をも分かって使うようにならなくてはならないと考えます。</p>	産業経済・消費生活課	2	<p>消費生活センターにおきましては、消費者トラブルの発生防止及び被害拡大防止の観点から、インターネットの利用や通信機器（携帯電話・スマートフォンなど）の契約に関する留意点等の啓発を様々な機会を捉えて実施しており、今後も継続してまいります。</p>
第5章 ICTの進展に応じて具体化を検討する情報化施策					
2 マイナンバー制度の展開					
31	議会	<p>「マイナンバーの独自利用を検討し、可能なものから導入」とあるが、マイナンバー制度そのものに危険性が伴うため、「区民サービス向上」を理由にした区独自利用の拡大は止めること。</p> <p>マイナンバー制度が始まり、「特定個人情報を保護するための情報セキュリティ体制強化と安全管理措置には万全を期する必要がある」としているが、世界的な視野で見れば、日本のマイナンバー制度そのものが、情報セキュリティ体制強化に逆行するものとなっている。</p> <p>この見地に立って、自治体として国に批判的な提言をすべきである。「マイナンバー制度を積極的に利用」することを取組方針とすべきではない。</p>	政策企画課	6	<p>マイナンバー制度の安心・安全を確保するために、制度面とシステム面の両方で、個人情報保護の対策を行っており、システム面では、情報を一元管理するのではなく、これまでどおり各機関が引き続き情報を管理し、必要な時だけ情報をやり取りする分散管理を行っていきますので、特定の共通データベースを作ることはないため、まとめて情報が漏れることはありません。</p> <p>独自利用については、番号法の本来目的として認められる社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務範囲を前提として「区民の利便性の向上に資するもの」「効率的な行政運営が図れること」等の観点を中心に必要な事務について十分精査して検討してまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	検討結果(対応策)
4 高速データ通信サービスの普及による地域情報化					
32	議会	<p>デジタルデバイドへの配慮や低減について、考え方や重点目標、取組方針としているのは当然だが、具体策が不十分である。</p> <p>「目黒区の情報」には、行政情報の公開と積極的な開示を抜本的に高めなければならない。「区民が必要とする情報を速やかに提供できるよう内容を充実させます」とあるが、その内容、取組方針を具体的に明記すべきである。例えば、審議会等の会議録の開示が大変遅い。予算や決算の全情報を開示すべきである。</p>	<p>広報課 財政課 情報課 会計課</p>	3	<p>本計画では、デジタルデバイドを解消するために、高齢者向けの講習会の実施や本や資料の読み上げ機能付きサービスの充実など、多くのかたがICTに慣れ、情報の利活用が図れるよう具体的な施策に取入れています。</p> <p>区民の皆様が必要とする情報を速やかに提供できるよう、公式ホームページの充実とともに、メールマガジンなどの情報発信に努めます。また、安全・安心の確保のために、お子様の見守りメールの充実や防災気象情報の提供、さらにめぐろの魅力を伝えるために観光情報の発信などを推進します。</p> <p>なお、会議録等の公開につきましては、正確な内容でより早く掲載できるよう確定手法の改善などに努めてまいります。また、予算や決算の情報につきましては、区民の皆様に分かりやすい公表に努めておりますが、費用対効果を考慮しながら、公表手法の改善に取り組んでまいります。</p>
その他					
33	議会	<p>計画を拙速に実施するのではなく、慎重にかつ十分な区民合意を得ながら計画を練り直すことを求める。</p>	<p>情報課</p>	6	<p>ICTの著しい進展で、モバイル端末（スマートフォンやタブレット等）等の様々な情報機器が急速に普及し、区民生活にも浸透しています。区は、こうしたICT環境の変化に対応した区民サービスの向上を図るために、区の情報化施策を見直し、より利便性の高いサービスを計画的に提供していく必要があります。計画の改定にあたりましては、区民の皆様のご意見を踏まえて十分検討していきたいと考えております。</p>